

■派遣法に基づくマージン率の公開

派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開いたします。

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額})}{\text{派遣料金の平均額}}$$

■労働者派遣の実績

2022年度(2022年7月～2023年6月)

1	派遣労働者の数 (1日平均)	124	人
2	労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (事業年度あたりの事業所数)	30	事業所
3	労働者派遣に関する料金の平均額 (1日8時間あたり)	20,305	円
4	派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたり)	14,016	円
5	マージン率	31.0	%

※マージンに含まれるもの

- ・社会保険料(健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険)
- ・福利厚生費(健康診断費用、メンタルヘルスチェック費用など)
- ・採用募集費(募集の為に求人誌、インターネット広告、登録会場費用など)
- ・営業活動費(営業担当者の人件費、車両費用、通信費など)
- ・管理費及び事務費(マイナンバー管理費、給与計算等事務担当者の人件費、オフィス賃料など)
- ・社宅準備費(地方からの赴任者用の社宅の準備にかかる費用、敷金、礼金、備品など)
- ・社宅費用(派遣スタッフの社宅家賃負担を一部会社にて負担)
- ・教育訓練費(安全衛生教育、キャリアアップ教育、必要な資格取得の為に講座受講など)
- ・営業利益

■教育訓練に関する事項

訓練種別	対象者	訓練方法	賃金支給	費用負担
入職時等基礎訓練	派遣労働者	Off-JT	有給	無償
職能別訓練	派遣労働者	Off-JT	有給	無償
職種転換訓練	派遣労働者	Off-JT	有給	無償
階層別訓練	派遣労働者	Off-JT	有給	無償
キャリアコンサルティングの相談窓口	鹿児島オフィス TEL 099-219-3470			

■労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

1	労使協定を締結しているか否か	締結済み
2	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則全ての派遣労働者
3	労使協定の有効期間の終期	2024年3月31日